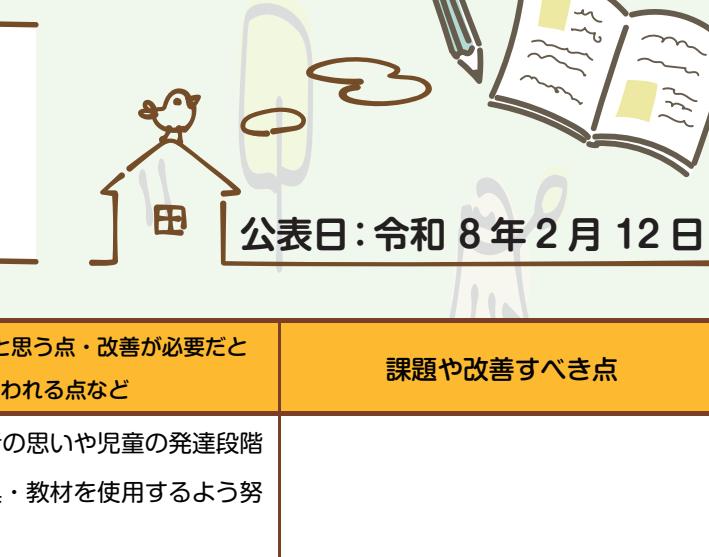


COMPASS・下関
事業所における自己評価結果(公表)

公表日:令和8年2月12日

		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと思われる点など	課題や改善すべき点
環境・運営・体制整備	1	訪問支援に使用する場合の教具教材は適切であるか。	2		訪問先の指導者の思いや児童の発達段階を踏まえた教具・教材を使用するよう努めています。	
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	2		国の基準では、1つの事業所に児童発達支援管理責任者・管理者を1名以上配置し、訪問支援員を1人以上配置すると定められています。 COMPASSでは資格や経験等を考慮して訪問支援員を配置しております。	
業務改善	3	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	2		職員で話し合い、情報共有・共通理解ができるよう、月に1回のリフレクション会議や毎日のミーティングをおこなうなど、会議の時間を設け、業務改善に努めています。	
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	2		現在、利用していただいている児童はおりませんが、受け入れがあった際には評価表による保護者様のご意向の把握をおこない、業務改善につながるよう努めています。	
適切な支援の提供	5	従業者の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	2		月に1回のリフレクション会議にて職員の意見を交換し、業務改善に努めています。また、全職員が確認できるよう記録しております。	
	6	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	2		第三者委員に監査役を依頼しております。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
関係機関や保護者との連携	7	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	2		月に1度の保育所等訪問支援の研修に参加しております。	
	8	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	2		保護者様のご意向やご要望、気になる点をうかがい、児童発達支援管理責任者が中心となり職員間で話し合いをおこない、支援や児童発達支援計画に反映させるよう努めています。	
保護者等への説明等	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	2		児童発達支援管理責任者が保護者様からのご要望やニーズをお聞きし、支援方法や支援内容について職員で話し合い、個々に合った支援計画を作成するよう努めています。	
	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	2		訪問支援開始前には訪問施設へ訪問し、児童発達支援管理責任者・訪問員のまいさつや、児童の様子・配慮すべき点・支援に関する詳細などを共有し、訪問支援計画の作成に反映できるよう努めています。	
訪問先施設への説明等	11	保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	2		個々の訪問目標を設定し、支援計画・支援内容を全職員に共有するための打ち合わせをおこない、支援計画の目標に沿った支援を提供するよう努めています。	
	12	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	2		保育所等訪問支援ガイドラインを踏まえ、統一化されたアセスメントシートを使用し、保護者様のご意向を取り入れて支援計画を作成するよう努めています。各支援内容から児童の特性や成長状況に合わせた内容へ移行できるよう、項目を選択し立案するよう努めています。	
非常時等の対応	13	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の具体的な内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	2		各支援内容から児童の特性や成長状況に合わせた内容へ移行できるよう、項目を選択し立案するよう努めています。	
	14	保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	2		個別支援計画をもとに、職員でその日の支援に関して確認および役割分担をおこない、支援をおこなうよう努めています。	
非常時等の対応	15	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	2		個別支援計画をもとに、職員でその日の支援に関して確認および役割分担をおこない、支援をおこなうよう努めています。	
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	2		訪問後には訪問先の児童の様子を職員で共有し、話し合いの時間を設け、次回の支援へ繋げるよう努めています。	
非常時等の対応	17	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	2		訪問支援開始前に訪問先へ事前訪問し、訪問先の理念や支援手法を確認し、ご意向に沿った支援ができるよう調整をおこなうよう努めています。	
	18	毎回の支援に関して、記録を取ることを徹底し、支援の検証・改善に繋げているか。	2		訪問した際は支援に関しての記録を必ず作成し、支援前には過去の記録を確認して児童の様子を全職員が把握できるよう努めています。	
非常時等の対応	19	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	2		定期的なモニタリングを通して、個々の成長に合わせた児童発達支援計画の見直しをおこなうよう努めています。	
	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	2		担当者会議の対象児童について児童発達支援管理責任者を中心とした職員で話し合いをおこない、児童発達支援管理責任者が担当者会議に参画しております。	
非常時等の対応	21	地域の保健・医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育・教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	2		協力医療機関および個々の児童を取り巻く関係機関等と密に情報共有や共通理解を持ち、連携して支援をおこなえるよう努めています。	
	22	就学前の移行の際には、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	2		就学前には相談員や各関係機関とともに会議をおこない、支援内容の情報共有および相互理解を図っております。	
非常時等の対応	23	質の向上を図るために、積極的に専門家や専門機関等に助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	1	1	現時点では実施できておりません。	支援の向上につながるよう、今後の課題として検討してまいります。
	24	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等に積極的に参加しているか。	2		月に1回の通所分科会、年間を通しては児童部会・全体会に、児童発達支援管理責任者が参加しております。	
非常時等の対応	25	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	2		訪問時の様子はその日に保護者様にお伝えするよう努めています。訪問中に見つかった課題については家族支援時に共有することで、共通理解を図り、より良い支援に繋げられるよう努めています。	
	26	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム（ペアレンツ・トレーニング等）や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	2		お悩みや相談に寄り添う支援を心がけ、保護者様の支援内容を深く理解いただき、お悩みの解決手段や、児童の成長のためにご家庭でできる支援や協力を取り組んでいたりしております。ご希望やご相談内容に応じて面談をおこない、対応できるよう努めています。	
非常時等の対応	27	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	2		契約時に重要事項説明書および契約書の読み合わせと一緒におこなっていただき、その中で丁寧に説明をおこなっております。	
	28	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	2		訪問開始前には訪問先施設を訪問し、事業所の趣旨や訪問支援の目的についてリーフレットを使用してご説明するよう努めています。	
非常時等の対応	29	保育所等訪問支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	2		児童の現状を情報共有し、保護者様からご家庭での様子や園や学校での様子を伺い、ご意向をしっかりと確認して支援計画の作成をおこなうよう努めています。	
	30	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	2		児童発達支援計画の見直しがあった際にも、計画をご一緒にご確認いただきながら、専門用語を避け分かりやすい説明を心がけ、同意を得るよう努めています。	
非常時等の対応	31	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。	2		電話で丁寧にご相談や定期的な面談などは、丁寧に内容を聞き取り、必要な助言や支援に努めています。職員間でも情報共有をしっかりとおこない、全員で共通理解のもと支援できるよう努めています。	
	32	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	2		今年度保護者会の開催はできておりません。	今後開催を検討してまいります。プライバシー保護の観点から、開催時にはアンケート等を実施し、保護者様のご意向等を確認したうえで決定してまいります。
非常時等の対応	33	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	2		日々の利用に関するご意見やご相談については、迅速に対応できるよう配慮しております。保護者様や児童に安心してご利用いただける環境づくりに努めています。	
	34	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	2		YouTube、公式Webサイトのブログで事業所の活動内容をご紹介しております。	
非常時等の対応	35	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	2		個人情報の使用や使用後の処理、保管について細心の注意を払い、鍵付きの書庫にて厳重に保管しております。	
	36	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	2		児童との意思の疎通については、個々の特性に応じて掛けや伝方を工夫し、配慮をおこなっています。保護者様には、電話や資料を通じて専門用語を避け、分かりやすく丁寧で適切な伝達を心がけております。	
非常時等の対応	37	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	2		訪問支援の日以外にもご相談を受け付けております。ご相談は丁寧に内容を聞き取り、必要な助言や支援に努めています。	
	38	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	2		訪問実施後には、担当の先生に児童の様子を報告し、どのような場面でどのように感じたか、どのような対応が適切かを検討できるよう努めています。	
非常時等の対応	39	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	2		訪問実施後は、必ず保護者様に直接または電話にて報告をおこなっております。必要な助言や支援を渡すよう努めています。	
	40	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	2		個人情報の使用や使用後の処理、保管について細心の注意を払い、鍵付きの書庫にて厳重に保管しております。	
非常時等の対応	41	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	2		訪問先施設ごとに支援の方法は異なるため、どのような支援を希望されるかを丁寧に伺いながら訪問をおこなうよう努めています。	
	42	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	2		各種マニュアルはすぐに確認できるよう壁面に掲示しております。また、保護者様に向けて手に取ってご覧いただけるよう、玄関にも掲示しております。実際の発生を想定し、定期的な避難訓練を実施しております。	
非常時等の対応	43	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	2		安全計画書を作成し、定期的に地震・火災・風水害を想定した避難訓練をおこなっております。	
	44	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	2		ヒヤリハット報告を徹底し、その都度記録し、再発防止につなげることが大切であるため、朝礼や会議の場で周知し、改善や対策などを話し合い、共通理解に努めています。	
非常時等の対応	45	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	2		事業所内研修にて児童への対応や適切な対応を再確認できる機会を設け、認識を深めております。セルフチェックシートを年2回実施し、虐待防止に努めています。	
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	2		契約時に「身体拘束の禁止」の記載と一緒に確認していただけます。生命または身体を保護するために、やむを得ず身体拘束をおこなう場合は、児童発達支援計画に記載し、説明を十分におこなった上で保護者様の同意を得るよう努めています。	

